

令和7年度第2回長崎市清掃審議会

日時 令和8年3月11日（水）14:00～15:00

場所 長崎市役所 15階中会議室

- 議題
- (1) 会長・副会長の選出
 - (2) 長崎市合理化事業計画の策定に向けた進捗状況について

議題（1）「会長・副会長の選出」（14:00～14:15）

- ・委員の互選により会長決定
- ・委員の互選により副会長決定

議題（2）「長崎市合理化事業計画の策定に向けた進捗状況について」（14:15～15:00）

- ・事務局説明
- ・質疑応答

（委員）

この合理化計画というのは全体的な計画ということで平成22年度からあります。合理化計画というのは全体的な合理化計画かと思いましたが、その中の一部で、今回の計画があると思いましたが、言葉を足した計画名にしてはどうかと思います。

（事務局）

前回、平成22年度からの5年間の計画ということで、長崎市の合理化事業計画を策定したという経緯がございます。こちらについては内容的には、旧市内の2社の業者が赤字になっており、廃止するというので転廃交付金の交付が必要ということで、その2社を主眼として策定したという経緯がございます。

それ以降、本来であれば27年度から引き続き計画を策定するということができなかったものですから、今回、主眼の方につきましては、旧市内の2社の業者から旧合併町地区の業者に主眼を移しまして計画を策定させていただくということでございますけれども、長崎市全体の計画でもあるということで、旧長崎市地区の部分についても記載をしているという状況です。

タイトルについてはおっしゃるような何の合理化なのかというのがわかりにくい表現にはなっていると思うんですが、こちらが法律に基づく計画になっておりまして、全国的に同様のタイトルになっており、最終的に県の承認を得るんですけれども、財務大臣とか国の方でも調整をしないといけないということがありまして、そういった計画名とさせていただいているという状況でございます。

す。

(委員)

今回、減車や事業者の方が変わられることからの支援かと思うんですけど、社会システムが下水道という形で変わってきたというのが前提であります。これから先の将来を考えた時に下水道というシステムが本当に維持できるかという課題もいろんなところで出てきています。そういったことを考えたときに、将来のシナリオというのが、し尿での収集が減ることしかないんですけど、一方でそういった方が増加に転ずるといったシナリオもどこかで議論されたりしていないのかなと思ひまして、そうなった時にこういう事業の経験だとか仕組みの継承を続けていくことをまちづくりとかに合わせた議論ということはあつたりするのでしょうか。

(事務局)

全国的には小さな市町村とかでは、もう下水道をやめて大きな浄化槽に切り替えるというような検討をしているという報道等もございます。そういったところの中で長崎市の状況といたしましては、今もう合併後はずっと下水道の整備が進んできたという状況の中で、し尿が減ってきているという状況があるんですけど、これから先、下水道の普及率が長崎市で伸びていくかということ、もう既に一定整備が終わっているというような状況で、下水道の普及率というのは増えてこない形になっています。

それは長崎市の地形的な問題とか、そういったところの中で、なかなか本管を引いた後の費用対効果とか、そういったことで広がっていかないという状況になっています。そういう方の生活の排水をどう処理するのかということの中で、し尿の区域についてはなるべく合併処理浄化槽に移行をとるところを長崎市としては取り組みを進めている状況ですので、そういった地区についてはし尿のくみ取りから浄化槽の方に切り替わるということはあるかなということは想定しております。それが地区でまとめて本管で下水道に整備をされるという場合もあると思ひますけど、それでもし尿が浄化槽に切り替わるというような状況になってくると考えており、収集量が劇的に増えるのかということ、本管が今整備された状況の中で、浄化槽とし尿と加えたところで、し尿が浄化槽に置き換わるということはあるけれども、その合計した部分が増えていくところまで今のところ想定ができていない状況です。

ただ今後の状況もございまして、必要に応じて社会状況が動けば、当然この計画についても見直しをしていかなくてはいけないということですので、10年間という長いスパンの計画になっておりますので、計画の最後に計画の見直しという項目を入れており、5年を経過したときであるとか、社会情勢が大きく変化した場合には、計画の見直しを行うとしておりますので、そういったところに対応してまいりたいと考えております。

(委員)

し尿手数料の見直しのところで、し尿処理手数料の改定を行うことで現在生じている旧長崎市地区との市民負担の差の解消を図るとありますが、これは委託することによって費用が下がるということですか。

(事務局)

まず 18 リットルが単位となっておりますけど、18 リットル当たり旧長崎市地区では 419 円です。それが旧合併町地区の許可地区については 315 円ということで、100 円程度の開きが現状あるということです。その許可が 315 円でしていただいているのは長崎市の手数料の条例が 419 円と決めており、許可はその 419 円の範囲内で収集をすることという法律の決まりがございます。

今 315 円という形で設定をされているということで、今度委託化をしていくということになりますので、委託化をすることで旧合併町地区について何もしなければ 419 円の料金に切り替わるということでございますけど、こちらについてはもともとその 419 円という料金が全国的には高い部類に入っているということが 1 つございます。

また下水道の普及がされている下水道の使用料金とか、他の類似の公共料金との価格ですね、負担の部分でどうかということを見極めるということが 1 つ。それから委託にかかる費用とか、収集や処理にかかる費用とか、そういったところを見たときに、今の 419 円が妥当なのかということを確認した上で、統一的な料金になるように見直しをしたいということでございます。

(委員)

今、旧長崎市地区では汲み取りは何割ぐらいあるのですか。

(事務局)

別紙長崎市合理化事業計画(案)の 10 ページが旧長崎市の下水道普及率が書いています。④の水洗化率という記載がございまして、97.9%の下水道等で、その残りがし尿とか下水道に繋がっていない方ということになります。⑤が水洗化人口で、旧長崎市地区でいきますと、⑥1 万 1000 人程度の方が下水道区域外ということで、浄化槽、農業集落排水の施設、し尿処理ということになっています。

(委員)

昭和 39 年に長崎衛生公社という公社という形で立ち上げたが、市の合併によりクリーンながさきと名称が変わったが、これも公社という形なのですか。

(事務局)

クリーンながさきは今、一般財団法人という形になっており、株式会社は解散をしまして、採算が合わないということです。株式会社を解散しまして、今は一般財団法人ということで長崎市が 100%出捐をしている財団になります。当然運営は財団でやっておりますので、一般財団法人としての経営はやっているという状況になっております。

(委員)

何故そういうことを聞くかということ、資料の 2 ページの支援の内容とあるんですが、例えば収集車両台数の減車台数に応じた代替業務の提供とかですね、その他転廃業者に対しては転廃交付金、

どういものか分からないが、そもそもこういうことをやる必要があるのかなと不思議に思ったので。例えば市が加担しない団体はこういうことしませんよね。

(事務局)

今ご質問がありました 5 番の支援内容の部分につきましては、その上に主な支援の対象と書かせていただいておりますけど、旧合併町地区のし尿等収集業者の 8 業者に対する支援となっており、クリーンながさきの支援ということではないということでございます。その支援をする必要と申しますのが今回目標のために令和 17 年度までに今の車両を許可業者が 7 台減車するというところで、一般的には他ではそういう支援ってないんじゃないかというご質問だったと思っておりますけど、こちらが下水道の整備に伴うということでの特別措置法ということでございます。長崎市が施策として下水道整備をしたと、そのことによってし尿の仕事がなくなっているということでございます。それに対する、ある意味公共工事に対する支援というか、補償と申しますか、そういった内容で国が法律で特別措置法ということで、業者の円滑な業務の転換であるとか、し尿業務の安定化を図ることを目的に支援ができるという特別措置法がございますので、あくまでもこの法律に基づいて必要な支援をさせていただくという内容になっています。

(事務局)

資料の 4 ページに地図が載っていますが、北部地区と中部地区と南部地区に将来的に分けますとしているのですが、今回の計画につきましては、北部地区の分と南部地区の分を主にこの地区の業者さんの支援のための計画という形で位置づけをしております。

(事務局)

プラスして、3 ページの (6) の旧長崎市地区の基本方針、先ほど申しました一般財団法人クリーンながさきが入る地区になっておりますけれども、それは 4 ページの中部地区というところで、あくまでも合理化計画の中で、転廃交付金等の減車とかで支援をしていくところは、4 ページで言う北部地区と南部地区を対象としています。

先ほど申し上げたクリーンながさきが収集をやっています中部地区につきましては、転廃交付金ではなく、収集業務の委託化とか、今許可でやっていますので委託化の検討だったり、川徳がここに入っていますので、車両台数の 1 台未満の部分の解消を図っていくというところを合わせて検討していくということが合理化事業計画の中に盛り込んでいる内容でございます。

具体的には合理化事業計画 (案) でいきますと、7 ページに先ほど申しました旧長崎市地区の基本方針というところが盛り込まれていまして、その前段の北部と南部について、その前にある転廃の助成金とかですね、そういったことを盛り込んでいる計画になっているということでございます。

(委員)

公費負担の最小化をあげていると思うが、目標のなかで具体的にあげている考え方があれば教えていただきたいと思っております。

(事務局)

策定の方針というところにつきましては、事業計画(案)1ページのとおり、まずこの計画を作る前段で、こういう方針のもとに今の流れを考えようということで立てさせていただいています。いろいろ検討をする中で、委託をしたほうがいいのか、許可で続けたほうがいいのか、はたまた別の方法がとれないのかというような検討をする中で、公費負担の考え方も、どれが最初になるかというところを検討させていただいた結果が、この計画の案となっているということでご理解いただければと思います

数字的にどこで出ていっているのかというところは、ちょっと比較がないものですから、結果として、これが私たちとしては公費負担が最小になる形だというふうに検討した結果で今の計画となっているということでございます。

(委員)

一般的に何かKPIとかありますか。

(事務局)

計画実施に向けたKPIのご質問だと理解しますが、目標自体は2つです。まず、今許可がバラバラになっている部分をまとめるということが目標であるということが1つ。それから必要車両を減らすということが目標ということで定めさせていただいており、それが目標であり、成果指標ということになってくると考えています。

(委員)

この車両というのはバキューム車のことですね。

(事務局)

各家庭から収集をいたしますバキューム車のことでございます。

(委員)

8事業者が8台ということは1事業者1台所有するということですか。

(事務局)

全体として8台ということで、今後、こういった形で廃車が考えられるか、それぞれの事業者にお任せするというような形で、どうなるかというところはまだ今後10年間で皆さんで話し合って決められていくものと理解しております。

(委員)

稼働分から考えると、もう少し減車してもやれることは可能かなという感じがするのですよね。それはやっぱり一つは事業者を守っていくということをしているんですか。

(事務局)

1つはですね、し尿だけではなくて浄化槽の汚泥の収集もある、というところが1つと、もう1つは旧合併町地区におきましても、散在化が進んでおり、集落がだいぶ人が減ってきたということで、効率が悪くなるということで、実際走る距離は変わらないんだけど収集量が少なくなる。1台当たりの収集量も今後さらに効率が悪くなっていくというところを見込んで、今のところ浄化槽汚泥も含めると、8台程度は必要ではないかと。

(事務局)

その根拠となっている部分が事業計画(案)の13ページに記載しております。旧合併町地区のし尿処理体制の水準と見通しということで記載しておりますけれど、令和18年度で1台当たりの年間収集量ということで、現時点の令和8年が約796リットル程度ということになっておりますけど、令和18年度で8台に減らすということをするると約750キロリットルということで、概ね現在と変わらないぐらいの1台当たりの収集量になるということです。若干減っておりますけど、先ほどご説明したとおり散在化も進むというところで、概ねこのぐらいの台数は必要になるのではないかとということで、現在は予測をしているというような状況でございます。

(事務局)

補足ですけど事業計画(案)11ページに旧合併町地区の量の見通しというのが、令和6年度の実績から令和17年度が見られたときに、場所も点在化しているというところも説明したとおりですけども、どちらかという旧合併町の方が旧長崎市地区と比べても、まだ減少していく割合の幅が小さいというようなどころもありまして、旧合併町地区の方が、し尿とか浄化槽汚泥を処理する地区がまだあるというところもあって、そういったところの見込み等も踏まえて、13ページで先ほど説明しました、15台から8台というところが適当であるというところを今見込んでいるという状況でございます。

(委員)

基本的なところを教えてくださいんですけど、車両の台数を減らすと公費負担の最小化に繋がるとするのは、どういう考えで繋がっていくのでしょうか。

(事務局)

まず、合理化を図るということの一番の目的は、効率的な収集体制にするということで、事業として継続性を持たせるということで、し尿の安定的な収集、継続的な収集ということを達成することが一番の目的ということでございます。これに対しまして、減車をしないまま非効率なままで行うということになると、いずれし尿の収集量が減ってくる中で、赤字になる業者が出てくるということで、その赤字部分についてどうするのかと言ったときに、最悪の場合公費負担も考えられるということでございまして、許可業でありながら、一般廃棄物の処理責任が最終的な許可をしていても長崎市の方にあるという廃棄物処理法の考え方もございますので、そういったところの中

で処理責任をどう全うしていくのかというところを考えたときに、その事業者の協力を得ながら必要な体制にしていくということが求められるということでございます。

そういった中で一般的な許可業者には公費の負担はなかなかしないというのが一般的な考え方かなど。補助とかの考え方にとどまると思いますけど、このし尿収集の部分につきましては先ほどから申していましたように「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」という特別措置法があるということを根拠に、そういったところをしっかりと行政としても支援をし、こういう計画を立てて支援をすることで将来的な安定的な収集にもっていくということが求められているということでございます。

(委員)

それに関連して、車両台数で減らした分、代替業務の提供とあるが、代替業務とは具体的にどういったものですか。

(事務局)

別冊資料の計画案の5ページに事業のための支援ということで、業務支援の代替業務の記載をしており、下水道関係の運転管理とか汚泥の収集運搬業務であるとか、マンホールの保守点検、それから環境部では粗大ごみの収集でありますとか、リユースの業務でありますとか、もともと長崎市が業務委託として実施をしないといけないところを、この組合に競争入札ではなく随意契約で履行をしていただく、業務をしていただくということをもって代替業務ということで、ここから生まれる利益相当分を減車の支援額ということで長崎市としては算定をすると考えています。

(委員)

下水道の普及率がでていますが、普及エリアだけ下水道に接続をしていない、未接続はどれくらいあるのでしょうか。

(事務局)

今おっしゃられたのは下水道が通っているところにもかかわらず、下水道に接続していない割合、数ということですね。今手持ちで数字を持っておりませんので、後程ご回答させていただいてもよろしいでしょうか。

(別途回答)

- ①下水道で処理することができる人口 367,242人 のうち
- ②実際に下水道で処理をしている人口 357,456人 のため

下水道で処理することができるが、下水道で処理をしていない人口

①-②=9,786人 (約2.7%)